



## 「見附市事業継続支援補助金」のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大によって売上高が減少した、市内事業者の皆様に対し、事業の継続を支援する「事業継続支援補助金」の交付を実施します。

### 1. 対象者

次の①と②の条件に当てはまる事業者

- ①見附市内に事業所を有している中小企業者・個人事業主
- ②令和2年1月以降のいずれか1月の売上が前年同月の売上額より30%以上減少していること  
※事業開始から1年を経過していない場合は、令和2年7月までのいずれかのひと月における売上げと比較するものとする。

### 2. 交付額（1事業者あたり1回）

**10万円**

### 3. 申請期間

令和2年8月3日（月）～令和3年3月10日（水）

**※申請期間を令和3年3月10日（水）まで延長しました。**

①交付申請書兼請求書、  
②売上高確認書は、  
見附市ホームページからダウンロードできます。  
トップページ>新型コロナウイルス感染症に関する情報>事業者向け支援情報

### 4. 申請に必要な書類

- ①見附市事業継続支援補助金交付申請書兼請求書（市所定様式）
- ②売上高確認書（市所定様式）
- ③売上高の減少が確認できる資料  
※②、③については国の持続化給付金決定通知書の写し、または見附市の家賃等補助金の交付決定通知書の写しを添付する場合は不要。
- ④振込先口座の通帳の写し

### 5. 申請方法

申請に必要な書類①～④を用意し、下記担当まで郵送で提出いただくか、窓口までご持参下さい

#### <お問い合わせ先>

**担当** 〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 見附市 地域経済課 産業企画係

**電話** 0258-62-1700（内線：232） **MAIL** [chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp](mailto:chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp)